

○総情上第19号

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）の一部を改正する通達を次のように定める。

令和元年7月1日

情報流通行政局長

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）の一部を改正する通達

総務省配備の臨時災害放送局用設備及びテレビジョン放送用可搬型送信設備の運用について（通達）（平成31年4月1日総情上第41号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
(貸付けの審査等) 第4条 (略) 2 管轄総合通信局等の長は、所管課室において借受申請書（様式1）を受理した後、当該書類の確認を行い、次に示す事項について総合的に判断し、貸付けの承認又は不承認を決定する。なお、申請者が <u>貸付けを受けた</u> ラジオ放送用配備設備を使用して無線局を開設しようとする場合は、当該申請者が当該無線局（災害時にあっては臨時災害放送局）の免許人となることを条件とする。 (1)～(4) (略)	(貸付けの審査等) 第4条 (同左) 2 管轄総合通信局等の長は、所管課室において借受申請書（様式1）を受理した後、当該書類の確認を行い、次に示す事項について総合的に判断し、貸付けの承認又は不承認を決定する。なお、申請者がラジオ放送用配備設備を使用して無線局を開設しようとする場合は、当該申請者が当該無線局（災害時にあっては臨時災害放送局）の免許人となることを条件とする。 (1)～(4) (同左)
(貸付けの審査等) 第17条 (略) 2 情報流通行政局長は、本省担当課において借受申請書（様式5）を受理した後、当該書類の確認を行い、次に示す事項について総合的に判断し、貸付けの承認又は不承認を決定する。なお、申請者が <u>貸付けを受けた</u> テレビジョン放送用配備設備を使用して無線局を開設しようとする場合は、当該申請者又は当該申請者が指定する法人が当該無線局の免許人になることを条件とする。 (1)～(4) (略)	(貸付けの審査等) 第17条 (同左) 2 情報流通行政局長は、本省担当課において借受申請書（様式5）を受理した後、当該書類の確認を行い、次に示す事項について総合的に判断し、貸付けの承認又は不承認を決定する。なお、申請者がテレビジョン放送用配備設備を使用して無線局を開設しようとする場合は、当該申請者又は当該申請者が指定する法人が当該無線局の免許人になることを条件とする。 (1)～(4) (同左)

(5) 免許人又は免許を受けようとする者（無線局を開設しようとする場合のみ）

（その他）

第26条（略）

2（略）

3 本省担当課は、必要に応じ、本章に規定するテレビジョン放送用配備設備の貸付けに係る手続を、所管課室を経由することなく行うことができるものとする。

4（略）

5（略）

6（略）

7（略）

（新設）

（その他）

第26条（同左）

2（同左）

（新設）

【様式1】

借受申請書

年 月 日

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第〇号（※1）に基づく臨時災害放送局用設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。
省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。

○○総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長 殿)

（借受申請者）
 印※2

※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。
(1) 災害時 省令第3条第8号
(2) 平時（災害時以外）
ア 周知広報 省令第3条第1号
イ 防災訓練 省令第3条第3号
ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号
※2 私印可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。
※3 LG.JP ドメイン又は GO.JP ドメインの電子メールに添付して申請する場合は捺印不要。

【様式1】

借受申請書

年 月 日

総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号。以下「省令」といいます。）第3条第〇号（※1）に基づく臨時災害放送局用設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。
省令第6条に規定の事項は、別記1～6のとおりです。

○○総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長 殿)

（借受申請者）
 印※2

※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。
(1) 灾害時 省令第3条第8号
(2) 平時（災害時以外）
ア 周知広報 省令第3条第1号
イ 防災訓練 省令第3条第3号
ウ 電波伝搬調査 省令第3条第6号
※2 私印可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。
(新設)

【様式3】

借受書

年 月 日

年 月 日付け貸付承認に係る臨時災害放送局用設備の引渡しを受けました。
総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令（平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号）第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2～8のとおりです。

○○総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長 殿)

（借受者）
所職・役職 ○○○○
氏名 ○○○○ ○ ○ 印※

※ 私印可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

【様式3】

借受書

年 月 日

年 月 日付け貸付承認に係る臨時災害放送局用設備の引渡しを受けました。
また、臨時災害放送局用設備の貸付けに当たっては、別記8貸付条件に従います。

○○総合通信局長 殿
(又は沖縄総合通信事務所長 殿)

（借受申請者）
 印※

※ 私印可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。

別記

借受申請書(様式1)提出時に、1~6に必要事項を記載とともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、提出してください。

1 申 請 者	名 称 及 び 代表者の氏名			
	住 所			
	担 当 者 の 所属・役職・氏名			
	電 話 番 号		メ ー ル ア ド レ ス	
2 貸 付 物 品	臨時災害放送局用設備			式
3 使 用 目 的				
4 使 用 場 所				
5 貸付けを必要とする理由				
6 貸 付 期 間	貸 付 日	年 月 日		
	返却予定日	年 月 日 (原則、貸付日から1年以内)		
7 引 渡 場 所				
8 貸 付 条 件	以下の(1)~(8)の条件に同意します。			
<p>(1) 臨時災害放送局用設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 (2) 臨時災害放送局用設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等(以下「借受者」という。)の負担とする。 (3) 臨時災害放送局用設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 (4) 臨時災害放送局用設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 (5) 臨時災害放送局用設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 (6) 臨時災害放送局用設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 なお、返却に要する費用の負担は、借受者の所在地を管轄する総合通信局等と借受者との間において協議して定める。 (7) 臨時災害放送局用設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者の負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。 (8) 総合通信局等の長は、臨時災害放送局用設備について隨時に調査し、若しくは報告を求め、又は維持・管理及び返却に際して必要な指示をする場合がある。 なお、借受者が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたとき(大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付要請を優先するなど)は、貸付期間満了前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。</p>				
備 考				

別記

借受申請書(様式1)提出時に、1~6に必要事項を記載とともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れて、提出してください。

1 申 請 者	名 称 及 び 代表者の氏名			
	住 所			
	(新設)			
	電 話 番 号		メ ー ル ア ド レ ス	
2 貸 付 物 品	臨時災害放送局用設備			式
3 使 用 目 的				
4 使 用 場 所				
5 貸付けを必要とする理由				
6 貸 付 期 間	貸 付 日	年 月 日		
	貸 付 期 間	年 月 日 (原則、貸付日から1年以内)		
7 引 渡 場 所				
8 貸 付 条 件	(新設)			
<p>(1) 臨時災害放送局用設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 (2) 臨時災害放送局用設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等(以下「借受者」という。)の負担とする。 (3) 臨時災害放送局用設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 (4) 臨時災害放送局用設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 (5) 臨時災害放送局用設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 (6) 臨時災害放送局用設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 なお、返却に要する費用の負担は、借受者の所在地を管轄する総合通信局等と借受者との間において協議して定める。 (7) 臨時災害放送局用設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を総合通信局等の長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者の負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。 (8) 総合通信局等の長は、臨時災害放送局用設備について随时に調査し、若しくは報告を求め、又は維持・管理及び返却に際して必要な指示をする場合がある。 なお、借受者が貸付条件に違反したとき又は総合通信局等の長が特に必要と認めたとき(大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付要請を優先するなど)は、貸付期間満了前に返却を指示する場合がある。この場合は、総合通信局等の長の指示に従い速やかに返却すること。</p>				
備 考				

【様式 5】

借受申請書				
年 月 日				
<small>総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号)以下「省令」といいます。)第3条第10号(※1)に基づくテレビジョン放送用可搬型送信設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。</small>				
<small>省令第6条に規定の事項は、別記1~6のとおりです。</small>				
情報流行政局長 殿				
<small>(借受申請者)</small> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 印※2				
<small>※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。 (1) 災害時 省令第3条第8号 (2) 平時(災害時以外) ア 周知広報 省令第3条第1号 イ 防災訓練 省令第3条第3号 ウ 電気伝播調査 省令第3条第6号 ※2 依頼で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。 ※3 16bitビットマスク又は60_bitドメインの電子メールに添付して申請する場合は捺印不要。</small>				

【様式 5】

借受申請書				
年 月 日				
<small>総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号)以下「省令」といいます。)第3条第10号(※1)に基づくテレビジョン放送用可搬型送信設備の無償貸付の承認を受けたいので申請します。</small>				
<small>省令第6条に規定の事項は、別記1~6のとおりです。</small>				
情報流行政局長 殿				
<small>(借受申請者)</small> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 印※2				
<small>※1 次の区分に応じ、該当する号を記載。 (1) 災害時 省令第3条第8号 (2) 平時(災害時以外) ア 周知広報 省令第3条第1号 イ 防災訓練 省令第3条第3号 ウ 電気伝播調査 省令第3条第6号 ※2 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。(新設)</small>				

【様式 7】

借受書				
年 月 日				
<small>年 月 日付け貸付承認に係るテレビジョン放送用可搬型送信設備の引渡しを受けました。</small>				
<small>総務省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令(平成12年総理府・郵政省・自治省令第8号)第8条に規定の事項は、貸付承認通知書別記2~8のとおりです。</small>				
情報流行政局長 殿				
<small>(借受者) 所属・役職 ○○○○ 氏 名 ○○○○ 印*</small>				
<small>* 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。</small>				

【様式 7】

借受書				
年 月 日				
<small>年 月 日付け貸付承認に係るテレビジョン放送用可搬型送信設備の引渡しを受けました、テレビジョン放送用可搬型送信設備の貸付けに当たっては、別記8貸付条件に従います。</small>				
情報流行政局長 殿				
<small>(借受申請者) <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 印*</small>				
<small>* 私印で可。なお、自筆による署名の場合は捺印不要。</small>				

別記

借受申請書(様式5)提出時に、1~6に必要事項を記載するとともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、提出してください。

1 申 請 者	名 称 及 び 代表者の氏名			
	住 所			
	担当者 の 所属・役職・氏名			
	電 話 番 号		メ ー ル ア ド レ ス	
2 貸 付 物 品	テレビジョン放送用可搬型送信設備			式
3 使 用 目 的				
4 使 用 場 所				
5 貸 付 け を 必 要 と す る 理 由				
6 貸 付 期 間	貸 付 日	年 月 日		
	返却予定日	年 月 日 (原則、貸付日から1年以内)		
7 引 渡 場 所				
8 貸 付 条 件	以下の(1)~(8)の条件に同意します。			
<p>(1) テレビジョン放送用可搬型送信設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 (2) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等(以下「借受者」という。)の負担とする。 (3) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 (4) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 (5) テレビジョン放送用可搬型送信設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 (6) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 なお、返却に要する費用の負担は、総務省と借受者との間において協議して定める。 (7) テレビジョン放送用可搬型送信設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を情報流通行政局長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者に負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。 (8) 情報流通行政局長は、(1)~(7)の貸付条件に違反したとき又は情報流通行政局長が特に必要と認めたとき(大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付け要請を優先するときなど)は、貸付期間満了日前に返却を指示する場合がある。この場合は、情報流通行政局長の指示に従い速やかに返却すること。</p>				
備 考	(無線局を開設しようとする場合は、免許人又は免許を受けようとする者を記載すること。)			

別記

借受申請書(様式5)提出時に、1~6に必要事項を記載するとともに、「8 貸付条件」の8項目について確認の上、左欄に同意を示すチェックを入れて、提出してください。

1 申 請 者	名 称 及 び 代表者の氏名			
	住 所			
	(新設)			
	電 話 番 号		メ ー ル ア ド レ ス	
2 貸 付 物 品	テレビジョン放送用可搬型送信設備			式
3 使 用 目 的				
4 使 用 場 所				
5 貸 付 け を 必 要 と す る 理 由				
6 貸 付 期 間	貸 付 日	年 月 日		
	貸 付 期 間	年 月 日 (原則、貸付日から1年以内)		
7 引 渡 場 所				
8 貸 付 条 件	(新設)			
<p>(1) テレビジョン放送用可搬型送信設備の運用に当たっては、電波法及び放送法並びにこれらに基づく命令に定めるところに従うこと。 (2) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的使用に努めること。 なお、貸付期間中に当該設備の維持管理等の費用が発生する場合は貸付けを受けた地方公共団体等(以下「借受者」という。)の負担とする。 (3) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、転貸し、又は担保に供しないこと。 (4) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、貸付けの目的以外の使用及び改造をしないこと。 (5) テレビジョン放送用可搬型送信設備について使用場所が指定された場合は、指定された場所以外で使用しないこと。 (6) テレビジョン放送用可搬型送信設備は、貸付期間満了の日までに指定された場所に返却すること。 なお、返却に要する費用の負担は、総務省と借受者との間において協議して定める。 (7) テレビジョン放送用可搬型送信設備を亡失又は損傷したときは、その旨及び理由についての報告書を情報流通行政局長に提出し、その指示に従うこと。当該事故の原因が災害又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実を証する関係官公署の発行する証明書を報告書に添付すること。 なお、その亡失又は損傷が借受者の責に帰すべき理由によるものであるときは、当該借受者に負担において修理し、又はその損害を弁償しなければならない。 (8) 情報流通行政局長は、(1)~(7)の貸付条件に違反したとき又は情報流通行政局長が特に必要と認めたとき(大規模災害の発生時において被災地の地方公共団体等からの貸付け要請を優先するときなど)は、貸付期間満了前に返却を指示する場合がある。この場合は、情報流通行政局長の指示に従い速やかに返却すること。</p>				
備 考	(新設)			

附 則

この通達は、令和元年 月 日から実施する。